

第四十八回 参議院 社会労働委員会 會議録第八号

昭和四十年三月二十三日(火曜日)
午前十一時二十一分開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

柳岡 秋夫君

補欠選任

久保 等君

出席者は左のとおり。

委員長

藤田 藤太郎君

理事

委員

鹿島 俊雄君
杉山 善太郎君

委員

亀井 光君
川野 三三君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
小平 芳平君
村尾 重雄君
林 塩君

国務大臣

厚生大臣

神田 博君

政府委員

厚生政務次官

徳永 正利君

厚生大臣官房長

梅本 純正君

厚生大臣官房会

戸澤 政夫君

計課長

若松 栄一君

厚生省公衆衛生

局長 若松 栄一君

厚生省環境衛生

局長 館林 宣夫君

厚生省医務局長

尾崎 嘉篤君

事務局側

常任委員会専門

員 中原 武夫君

本日の會議に付した案件

○理学療法士及び作業療法士法案(内閣提出)

○清掃法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○社会保障制度に関する調査

(厚生行政の基本方針に関する件)

(昭和四十年年度厚生省関係予算に関する件)

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。三月二十二日、柳岡秋夫君が委員を辞任され、その補欠として久保等君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) 理学療法士及び作業療法士法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。神田厚生大臣。

○国務大臣(神田博君) ただいま議題となりました理学療法士及び作業療法士法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近における身体または精神に障害のある者を社会生活へすみやかに復帰せしめるためのリハビリテーションの手段の発達、まことに目ざましいものがありますが、わけても、その根幹をなすともいべき理学療法、作業療法等、医学的リハビリテーションの推進こそは関係方面から最も期待されているところであり、政府におきましても、かねてより、その普及及び向上につき、格段の意を用いてきたところであります。

しかしながら、先進諸国においては、早くから理学療法士、作業療法士の医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度が設けられ、また、その組織的、体系的な養成訓練が行なわれてきたのでありますが、従来、わが国にはこれら医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度

なく、このことがわが国における医学的リハビリテーションの本格的な普及発達を著しく阻害する要因となっていたのであります。

このような現状にかんがみ、医療制度調査会は、医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度をすみやかに創設すべきである旨政府に答申し、政府においては、この答申を尊重して、昭和三十八年以来、理学療法士及び作業療法士の資格制度の創設について関係有識者の意見を聞く等、調査研究を進め、他方、国立療養所東京病院に付属リハビリテーション学院を設置して理学療法士及び作業療法士の養成を行なってきたのであります。このたび、その資格制度についての成案を得たので、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、理学療法士及び作業療法士法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

まず、この法律案におきましては、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的としたしております。

第二に、この法律案では、理学療法とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復をはかるため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいい、また、作業療法とは、身体または精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復をはかるため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいうこととしたしております。さらに、理学療法士または作業療法士の定義については、それぞれ厚生大臣の免許を受けて理学療法士または作業療法士の名称を用いて、医師の指示のもとに理学療法または作業療法を行な

うことを業とする者をいうこととしたしております。

第三に、この法律案では、理学療法士または作業療法士となるためには、大学入学資格を有する者が、文部大臣が指定した学校または厚生大臣が指定した養成施設において三年以上修業した後、理学療法士国家試験または作業療法士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない旨定めております。ただし、理学療法士が作業療法士となる場合または作業療法士が理学療法士となる場合等においては、その学校または養成施設における修業年限を二年に短縮することを認めているほか、さらに経過的な特例として、この法律の施行の際、現に病院、診療所等で医師の指示のもとに理学療法または作業療法を業として行なっている者については、昭和四十六年三月三十一日まで、一定の学歴または資格を有すること、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したこと、及び五年以上の業務経験を積んだことを条件として、特例による理学療法士国家試験または作業療法士国家試験の受験を認めることとしたしております。

第四に、この法律案では、理学療法または作業療法については、理学療法士または作業療法士の独占業務とせず、ただ、理学療法士または作業療法士でない者が理学療法士または作業療法士またはこれらにまぎらわしい名称を用いてはならない旨定めたのでありますが、理学療法及び作業療法の業務には、看護婦及び准看護婦の独占業務である診療の補助にわたるものもあり、また、理学療法士の業務の一部であるマッサージも、あんま、マッサージ指圧師の独占業務であるので、これらの業務との調整をはかるため、理学療法士及び作業療法士の業務につき保健婦助産婦看護婦法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道

整備師等に関する法律の關係規定の適用を除外する旨定めております。

第五には、厚生大臣等の諮問に依りて理学療法士及び作業療法士の国家試験等に関する重要事項を調査審議し、あるいはこれらの国家試験に関する事務をつかさどる機関として、厚生省に理学療法士作業療法士審議会を置く旨定めております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤田藤太郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(藤田藤太郎君) 清掃法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。神田厚生大臣。

○国務大臣(神田博君) ただいま議題となりました清掃法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、生活環境の清潔の保持についての関係者の責務を明確にすることです。

生活環境の浄化は、国及び地方公共団体は申すまでもなく、国民一人一人がその責務を全うすることによって初めて達成されるものであります。

が、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所が生活環境の保全にとって重要な地位を占めますことに、かみかみとして、これらの公共の場所を利用する者は、何人もこれらの場所をよごさないようにしなければならぬこととする一方、これら公共の場所の管理者はその管理する場所の清潔を保つようにつとめなければならぬこととするものであります。

また、運行中の列車の便所による尿の処理が軌道近辺の市街地等の環境衛生に及ぼす影響を特に考慮いたしまして、特別清掃地域内において、便所が設けられている車両を運行する者は、当該便所にかかるとし尿を環境衛生上支障が生じないように処理することにつとめなければならぬこととするものであります。

改正の第二点は、市町村が行なう水洗便所の普及事業を促進するための措置を講ずることです。

尿の処理は、下水道による処理が可能な地域では水洗便所による処理が最も衛生的であることは言うまでもありませんが、多大な経費を投じて下水道を整備しながら、一方において下水道による尿の処理が可能な区域内におきまして、市町村が依然としてくみ取り作業を継続いたしますことは、公共投資の効率的な運用という面から見ても、清掃事業の合理的な運営という面から見ても、決して好ましいことではないのであります。

したがって、特別清掃区域のうち、下水道による尿の処理が可能な区域においてくみ取り便所を設けている者は、その便所を水洗便所に改造するようにつとめなければならぬこととし、尿のくみ取り作業が環境衛生上著しい支障を生ぜしめるおそれがある場合等、特定の場合には、くみ取り便所の設置者に対し、当該便所を水洗便所に改造すべきことを勧告し、及びその者が正当の理由がなくその勧告に従わないときは、その者に對し、相当の期間を定めて、当該便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができることとするものであります。

また、一方において市町村は、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通またはあつせんその他の援助につとめなければならぬこととする。国は、市町村が資金の融通を行なうに必要な資金の融通またはあつせんにつとめなければならぬこととするものであります。

改正の第三点は、汚物取り扱い業の許可に関する規定を整備することです。

現行清掃法におきまして、特別清掃地域内の土地または建物の占有者によって集められた汚物は、原則として市町村が収集し、処分しなければならぬこととされているのであります。汚物取り扱い業の許可に関する規定との関連において、必ずしも適正な法の運用が行なわれていない

現状にかみかみとして、市町村長は、当該市町村による汚物の収集及び処分が困難であり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、汚物の収集または処分の業に関する許可をしてはならないこととするものであります。

改正の第四点は、清掃施設の維持管理に関する規制を強化することです。

尿処理施設及びくみ取り施設の構造設備は近時高度に機械化されております反面、その維持管理の適正を欠くときは悪臭、溢水等の公害または硫化水素による作業員の中毒等の不測の事故が発生するおそれなしとしないのであります。したがって、一定の規模以上のくみ取り施設については、尿処理施設と同じく、維持管理基準を定めることとする。また、一定の規模以上の尿処理施設及びくみ取り施設については、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する者として、技術管理者を置かせることとするものであります。

その他の改正点は、市町村が行なう汚物の収集及び処分に関する業務を市町村以外の者に委託する場合の基準を政令で定めること、清掃施設の定義を整理すること等です。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び改正の要点であります。何とぞ慎重にご審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤田藤太郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(藤田藤太郎君) 社会保障制度に関する調査を議題といたします。

前回に引き続き、厚生行政の基本方針に関する件及び昭和四十年厚生省関係予算に関する件について調査を進めます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鹿島俊雄君 厚生大臣にお尋ねをいたします。

去る十六日の本委員会におきまして大臣の御答弁になった薬価基準改正に関する問題であります。が、御答弁によりまして、三〇薬価基準の是正、それに新聞紙上に散見いたしましたプラス一・五%引き下げというよりなことにつきましては全然考へておられないという御答弁でございました。しかし、その後再びまた各新聞紙等の報ずるところによりまして、四・五%の引き下げを行なうというよりなことが出ております。したがってこの際、これを明らかにしておく必要があると存じます。

なお、先般はこの薬価基準問題に関して三木幹事長、橋本官房長官と厚生大臣との間に統一見解が取りまとめられたと新聞に報ぜられておりますが、この統一見解につきましても、この際、明らかにしておきたいと思ひます。御答弁を願ひます。

○国務大臣(神田博君) ただいまの鹿島委員のお尋ねでございますが、薬価基準の改正につきましましては、昨年の十月一日を目途といたしまして実勢価格の調査をいたしまして、その結果、約三〇%の引き下げが可能である、こういうような結論になりました。十二月二十二日の中医協にこれを諮問いたしました。この三〇%の薬価基準の引き下げの部分につきましては、医療費の安定にひとつ織り込みたい、こういうよりなことでいま諮問中でありまして、この御承知のとおりでございます。

その後、貿易の自由化、近代化等によりまして、製薬業界におきまして合理化、近代化等によりましてコスト・ダウンと申しまして、価格の引き下げが可能になつてまいりました、こういうことでござい

ます。これを三月一日を目途といたしまして、目下調査を開始いたしております。それで、いま一・五というよりなことをおっしゃつたのでござい

ますが、これはどういふ数字になりましたかは、いま調査中でございまして、その正確なことをつかむことは困難と思ひますが、少なくとも四月一

ぱいくらいにはおおよそのことはわかるのじやなからうかと、まあいろいろ考へるものでいま

ですがどうも皆保険の姿がおかしくなるのじやないか。それでは国民にとつても困るし、行政の担当である厚生省も、国民保険の立場から困つたことになるのじやないかといふことで、市町村本位になつてやつておる国保の、たとえば財政的にどうめんどうをみるかといふ問題が一番大きくクローズ・アップしているわけですが、そうかといふて、給付の基準をなかなか下げるわけにはまいらぬと思うのでありますが、ここの点をどうういうふうに検討されておりますか、一言聞かしておいていただきたい。

○国務大臣(神田博君)　ただいま藤田委員長のお尋ねがございましたが、国保の問題は、おつしやるとおり、まことに大きな問題でございます。また、いろいろ取りざたされていることもおつしやるとおりでございます。厚生省といたしましては、国保をやはり改善強化してつぱなもののにいたしました、かように考えまして、財政当局といふ御相談をいたしております。要するに、問題は、政府の負担すべきものを政府がそういうことをしておらないといふところに私は問題が一番大きいのであらうかと思つております。たとえば事務費の金額負担にいたしましたも、あるいは、二割五分の負担にいたしましたも、そういうことがいつも予算措置で行なわれておらない、これが非常な問題だと思つております。そこで、先般来から財政当局と御相談いたしまして、この問題はお約束どおりにやりますよう、こういうふうな線に沿ひまして、いま交渉を詰めている際でございます。そこで、今年度ももう余日ございませうので、今年度はすぐといふわけにまいりません。が、御承知のように、健康保険の關係三法がいま医療審議会に諮問いたしておりますて、答申待ちといふことになっております。これがやがて答申があると思ひますので、ひとつこの問題を明らかにしてそういう不安を一掃したい、こういう考えでございます。

○委員長(藤田藤太郎君)　ほかに御質疑はございませんか。――ほかに御質疑がないようでございます。

一、業務外災害によるせき損傷傷患者援護に関する請願(第二二六二号)
二、労災保険法改正とせき損傷傷患者救済に関する請願(第二二六二号)
一、国民健康保険の財政措置に関する請願(第二二七一号)
二、栄養士法第五条の二改正に関する請願(第二二七二号)

第一二二二号 昭和四十年三月五日受理
原水爆被害者援護法制定等に関する請願
請願者 静岡県清水市吉原三七五ノ二 西
紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第二二〇五号 昭和四十年三月九日受理
健康保険法改悪反対に関する請願
請願者 京都市上京区九太町通智恵光院東
入ル 島井宇一郎外八名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第一二〇一号と同じである。

第二二四〇号 昭和四十年三月十日受理
戦災による死没者、傷病者及び遺族の弔慰援護のため「戦傷病者戦没者遺族等援護法」改正に関する請願
請願者 東京都文京区駒込追分町七 吉武 平一
紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第七八七号と同じである。

第二二四二号 昭和四十年三月十日受理
戦災による死没者、傷病者及び遺族の弔慰援護のため「戦傷病者戦没者遺族等援護法」改正に関する請願
請願者 兵庫県明石市林川端町一、二二 堀坂密順
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七八七号と同じである。

第二二五九号 昭和四十年三月十一日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 山口県防府市大字奈美 上田房子 外六百二十名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二二六〇号 昭和四十年三月十一日受理
健康保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県西頸城郡青梅町上落 松沢 弘外四千六百二十名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第二二六一号 昭和四十年三月十一日受理
業務外災害によるせき損傷傷患者援護に関する請願
請願者 山梨市落合八六〇山梨療養所内全 国脊髄損傷患者療友会山梨療養支 部内 木村伊四郎
紹介議員 藤田藤太郎君
業務外せき損傷傷患者に對し、左記事項の特別援護措置を講ぜられたことの請願。
一、生活保護法を受けている者については、親族の連帯責任等の諸制限を廃し、患者本人を対象とした特別措置を講ずること。また、入院、自

宅療養を問わず医療、生活給付を全額国庫負担とし、かつ給付率を大幅に引き上げること。
二、各種公的年金は全額生活費として認めること。
三、一般健康保険、日雇健康保険等の療養給付は、戸主、家族を問わずすべて転居まで全額給付し、傷病手当支給期間も大幅に延長すること。
四、せき損傷傷患者専門の家族共入所できるコロニーを設置すること。

一、理由
零細企業に従事し保険にも加入しなかつた業務外災害によるせき損傷傷患者が生活保護法の適用を希望しても非常に厳しい制限がある上に余りにも基準が低いと、日々の生活は苦しく安んじて療養に専念できないのが実情である。例えは、三親等に及ぶ生計実態調査、一家生計の根拠である住居、少々の田畑等冷厳な諸制限があり、大部分の人は一部自己負担を課せられている。しかし、五年、十年に及ぶ長期療養では親族の援助にも限りがあり、特に、家族制度のすたれた今日、親族の連帯責任の強い現行生活保護法について格別の考究を願いたい。給付率、特に生活扶助、日用品費は年々是正されているが現行給付額では物価の急騰している今日、とうていまかなない。二、理由
せき損傷傷患者は、逆境にあつても、あらゆる障害を乗り越えての社会復帰の意欲に燃えているが、現行の生活保護法の精神では、それがための準備なくわえなど到底おぼつかない状態である。

各種年金は、このような障害を受けたとき及び老後のために掛金をしていたものであるから、各種年金は若干生活保護法の制限より多額であっても、全額自己の消費に認められるべきである。

三、理由
社会保障の進歩に伴い業務外せき損傷傷患者はそれぞれ何等かの健康保険に加入しているが、給付額が低く、かつ給付期間の制限等がまちまちであるため、生涯療養を要する患者にはまことに不十分なのである。
四、理由
最近各地に身体障害者職業訓練所が設置されているが、ほとんど軽傷者を対象としているように、せき損傷傷患者のように常時医師及び付添者を必要とする者には不適当であるから、入所中医師の管理下で付添者に付き添われながら職業訓練が受けられる施設が必要である。また、全国的にせき損傷傷患者の各療養施設は飽和状態であり、これが解消のためにも専門施設の早急なる増設を強く願うものである。

第二二六二号 昭和四十年三月十一日受理
労災保険法改正とせき損傷傷患者救済に関する請願
請願者 山梨市落合八六〇山梨療養所内全 国脊髄損傷患者療友会山梨療養支 部内 楠茂
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。

第二二七一号 昭和四十年三月十一日受理
国民健康保険の財政措置に関する請願
請願者 徳島県三好郡東祖谷山村議会議 長 佐古登
紹介議員 三木與吉郎君
国民健康保険の財政難打開のため、すみやかに左記事項の実現を図られたことの請願。
一、昭和三十九年度療養給付費国庫負担不足見込分は年度内に補正すること。
二、医療費緊急正に伴う保険税はねかえり分は、昭和四十年においても全額国庫が財政措置すること。

理由
国民健康保険の財政は、近年受診率の上昇と医療

国民健康保険の財政は、近年受診率の上昇と医療

費の値上げ等により療養給付費の急増にもかかわらず、低所得の被保険者をもつて構成しているため、負担力はきわめて貧弱で保険財政は年々赤字を累増しつつあり、加えて最近診療報酬の引き上げ等によりその運営はいつそう困難となり今や危機にひんしている状況にある。

第一二七二号 昭和四十年三月十一日受理
栄養士法第五条の二改正に関する請願

請願者 東京都大田区桐里町三八 河村紘

人外二百二十七名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第六号中正誤

ベシ 段 行 誤

正

三一 豆打ち

頭打ち

八一七 ガンセンター

がんセンター

三ニ 終わり 報達

報道

三ニ 終わり 保健

保険

昭和四十年三月二十七日印刷

昭和四十年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局